

同封の調査票（１ページ）に記載した回答要領を御覧の上、支払方法に関する調査に御協力をお願いします。

回答専用ウェブサイトへアクセスして、以下のログインID及びパスワードを用いて回答してください。

回答専用ウェブサイトへのアクセス方法

公正取引委員会のウェブサイト <https://www.jftc.go.jp> から下記①及び②の手順どおりに進み、バナーをクリックするか、二次元コードを読み込んで回答専用サイトにアクセスしてください。

手順 1 公正取引委員会トップページの「その他お知らせ」から、当調査「支払方法に関する調査」を選択



手順 2 ①の手順で開いた専用ウェブサイトの「支払方法に関する調査」バナーをクリックする



スマートフォンの場合

右の二次元コードを読み込み、
回答専用ウェブサイトへアクセス➡

※オンライン回答は公正取引委員会が業務委託した企業のシステムを利用しているため、二次元コードを読み込むと外部サイト（<https://rsch.jp/53e94c6e04a827cd/login.php>）に移動します。



ログイン情報

回答専用サイトのログイン画面において、下記ログインID及びパスワードを入力し、設問に回答してください。

こちらはサンプルです

▶ ログインID (8桁)

A B C 1 2 3 4 5

半角英大文字

半角数字

▶ パスワード (8桁)

Z Y X W V U T S

半角英大文字

代 表 者 殿

公正取引委員会事務総局
官房審議官（取引適正化担当）
（公 印 省 略）

支払方法に関する調査について（協力依頼）

令和7年5月23日に、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）を改正する「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が公布され、下請法改正後の「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下「^{とりてきほう}取適法」といいます。）の施行後（令和8年1月1日以降）は、同法の対象取引において、①約束手形を支払方法として認めない、②その他金銭以外の支払方法（電子記録債権、ファクタリング等）については、支払期日までに代金の満額の現金と引き換えることが困難であるものは認めない、こととなります。

また、令和6年度に、公正取引委員会及び中小企業庁が開催した有識者検討会である「企業取引研究会」においては、上記の改正内容について、サプライチェーン全体での取組が必要であるという旨の提言が取りまとめられたところです。

そこで、公正取引委員会は、上記の取組の検討に資するため、取適法の適用の有無を問わず広い範囲の取引において、支払方法に関する調査を実施することとし、今般、事業者の皆様に調査への御協力をお願いすることといたしました。

貴社におかれましては、御多忙中のこととは存じますが、下記のとおり、本調査に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、本調査の回答内容については、個社名を特定して公表することではなく、本調査の目的以外には一切使用いたしません。

1 回答方法

本調査はオンラインで実施します。

裏面記載のID及びパスワードを用いて、回答専用ウェブサイトから回答してください。

2 回答期限 令和7年8月15日

問い合わせ先 公正取引委員会 支払方法調査事務局（コールセンター）
03-4214-0182（通話料金が掛かります。）

受付時間／土日祝日を除く 9：30～12：00
13：00～17：30

設置期間／令和7年7月22日～令和7年8月15日